

(ウ)成果目標：企業数 14 社(実数)

(2)就職ガイダンス

就職するために必要な意識や心構え、面接等に対する実践的なノウハウの習得を支援する就職ガイダンスを実施する。

なお、参加者に対し職業適性検査・職業興味検査等その他のメニューを実施し、内容の充実を図る。

ア 実施時期：(1)ア企業向けセミナーの開催日から令和 5 年 8 月末までの間

イ 実施回数：1 回

ウ 実施場所：渡島管内

エ 実施形態：対面及びオンライン開催

オ 成果目標：求職者数 50 人

(3)地元のおしごと紹介フェアの開催

人手不足産業分野の企業と多様な人材の相互理解を促進するための合同企業説明会を開催する。

また、希望者には、相談対応等の個別支援を行うブースを設置する。

ア 実施時期：(2)就職ガイダンスの開催日から令和 5 年 11 月末までの間

イ 実施日数：2 日(なお、2 日間連続実施も可とする)

ウ 実施場所：函館アリーナ

エ 実施形態：対面開催。なお、高校生の参集方法については、チャーターバスを活用すること。

オ 成果目標

(ア) 企業数：(1)ア企業向けセミナーの参加企業を中心に 2 日間 20 社(実数)

(イ) 求職者数：(2)就職ガイダンスの参加者を中心に延べ 70 人(2 日間延べ)

(4)企業訪問・見学会

人手不足産業分野の企業と多様な人材の相互理解を促進するための企業訪問・見学会を実施する。

ア 実施時期：(3)地元のおしごと紹介フェアの開催日から令和 6 年 1 月末までの間

イ 実施回数：3 回

ウ 実施形態：対面開催

エ 成果目標

(ア) 企業数：(3)地元のおしごと紹介フェアの参加企業を中心に 6 社

(イ) 求職者数：(3)地元のおしごと紹介フェアの参加者を中心に延べ 30 人

(5)実績報告書の作成

上記(1)～(4)の業務の実績報告書を作成する。

5 事業成果目標(アウトプット及びアウトカム)

(1)アウトプット目標：支援企業数 60 社・支援求職者数 150 人

※上記「4 業務の内容」(1)～(4)の各成果目標の企業数及び求職者数のそれぞれの合計

(2)アウトカム目標：良質な雇用による正社員就職者等9人以上

※良質な雇用による正社員就職者等

本事業による支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とする。具体的には、次のアに該当する者であって、本事業による支援の結果、次のイの基準を新たに満たすこととなった者の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとする。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア)支援を受けた事業主に正社員（次の a から d までのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）

として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

- a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。）として雇用されている者でないこと。
- c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

- (a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。）
- (b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者
- (c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者
- (d) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

- d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者 ((ア)に定める正社員でない者のうち、次の a から e までのいずれも満たす者をいう。以下同じ。) として雇用された者

- a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。
- b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- c 週所定労働時間が 20 時間以上の労働者であること。
- d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。
- e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

(ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

(エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

(オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者 (当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る)

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次の a 及び b を満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与は含まないものとする。

- a 就労期間における所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が 202,500 円以上であること。
- b 月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次の a 及び b を満たすことをいう。

- a 就労期間において支払われた所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。
$$202,500 \text{ 円} \times \left(\frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間}} \right)$$
- b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。
$$20 \text{ 時間} \times \left(\frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間}} \right)$$

6 実績報告等

- (1) 受託者は、本業務に係る委託契約締結後、速やかに、実施体制やスケジュール、業務内容などを記載した業務処理計画書を委託者に提出しなければならない。
- (2) 受託者が、契約書第 11 条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書及び収支精算書は、別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式によるものとする。
- (3) 受託者が、契約書第 11 条に基づき委託業務完了後に提出する、第 1 号様式実績報告書に添付する

書類は次のとおりとする。

報告書 紙媒体（A4版）	1部
電子媒体（CD-R等）	1式

7 委託料の概算払

受託者が、契約書第13条に基づき概算払の請求をするときは、別記第3号様式の概算払請求書に別記第4号様式の資金収支計画書を添付して提出しなければならない。

8 業務処理に当たっての留意事項

(1) 知的財産権の帰属

ア 本事業における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての著作権を含む。）は受託者が本事業を実施するにあたり従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て北海道に帰属するものとする。

イ 道及び受託者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製・改変等し、それらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作権（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者はその使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該既存著作物の内容について、事前に道の承認を得ることとし、道は当該既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら道の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。なお、道は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

エ 本件プログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての著作権を含む。）及び成果物の所有権は、道から受託者に対価が完済されたときに、受託者から道に移転するものとする。

オ 受託者は道に対し、一切の著作人格権を行使しないものとし、また第三者に行使させないものとする。

カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(2) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(3) 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針などの個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

9 その他

(1) 本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト」に基づく委託業務であることから、国の示す「雇

用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」及び「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員の雇用創出・確保の実績が求められることに留意すること。

- (2) 原則として委託経費（支援金予算は除く）の50%以上を、人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務に関する関係書類を委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。